

令和7年度 保育所・認定こども園等 利用のご案内



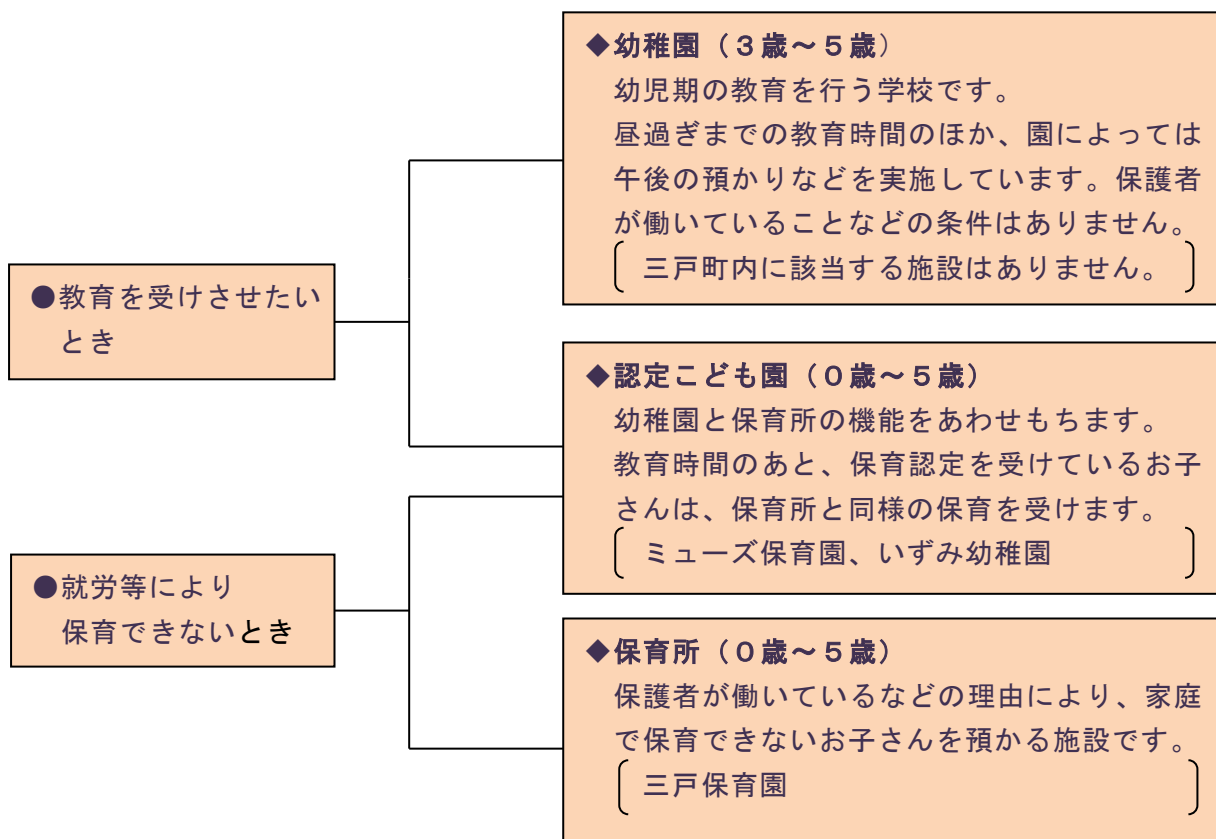
◇就学前に利用できる施設	・・・P1
◇利用手続きの流れ	・・・P2
◇入園・入所の申し込み方法	・・・P4
◇利用料金	・・・P12
◇令和7年度町内施設一覧	・・・P14

●お問い合わせ●

〒039-0198 三戸町大字在府小路町 43 三戸町役場 住民福祉課
TEL 0179-20-1151 (直通) FAX 0179-20-1100

就学前に利用できる施設

未就学児が利用できる施設には、以下のものがあります。



利用手続きの流れ

幼稚園や保育所、認定こども園を利用するためには、全ての方が、「支給認定」を受ける必要があります。



支給認定



お子さんの年齢と保育の必要性に応じて、次の3つの区分のいずれかに認定されます。区分によって利用可能な施設が変わります。各区分は、まず保護者の皆さまがどの認定を希望するかを決め、町に申請していただきます。

認定区分 \ 利用できる施設		幼稚園	保育所	認定こども園	
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕方
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定				
	保育認定 2号認定				
未満3歳	保育認定 3号認定				

※ 申込方法は、利用施設（幼稚園、保育所、認定こども園）によって変わります。手続きの流れは下図をご参照ください。

利用希望の場合
幼稚園を



① 幼稚園に
直接利用
申込をします。

② 幼稚園から
入園の内定を
受けます。

③ 幼稚園を通じて
利用のための
認定をします。

④ 幼稚園を通じて
町から認定証が
交付されます。
※1号認定

⑤ 幼稚園と
契約を
します。

利用希望の場合
保育所を



① 町に「保育の必要性」
の認定を申請します。
あわせて、施設の利
用希望申込をします。

② 申請者の希望、
保育所の状況など
により、町が利用
調整をします。

③ 町から認定証、利用
調整結果通知書が
交付されます。
※2号または3号認定

④ 利用先の決定後、
契約となります。
※保育所入所者には
町から「入所承諾書」
が交付されます。

※ 認定こども園を利用する場合、1号認定は「幼稚園」、2・3号認定は「保育所」の手続きの流れになります。



保育が必要な理由と利用できる時間



保育認定（２号認定・３号認定）を受ける場合、保護者が、下記の『保育が必要な理由』のいずれかに該当する必要があります。

また、就労時間等によって施設を利用できる時間が異なります。利用できる時間帯は、各施設が設定します。



保育が必要な理由

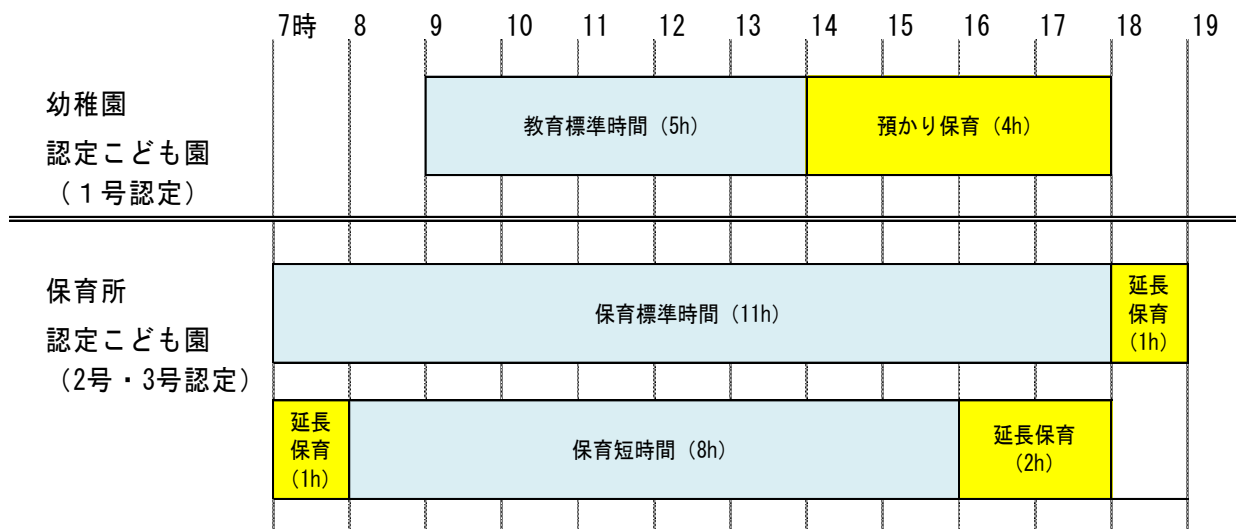
- ◇保護者が仕事（家庭内・外）をしている場合（月４８時間以上）
- ◇保護者が求職活動（起業準備含む）をしている場合
- ◇保護者が妊娠中または出産後間もない場合（産前・産後各８週）
- ◇保護者が育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さんで継続利用が必要と認められる場合
- ◇保護者が就学（職業訓練等含む）している場合
- ◇保護者に疾病、障がいがある場合
- ◇家庭に病人等がいて、常時介護・看護が必要である場合
- ◇保護者が災害復旧にあたっている場合
- ◇虐待やＤＶのおそれがある場合



施設を利用できる時間の区分

- ◇「保育標準時間認定」▶ 最長１１時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
【就労時間が月１２０時間以上の方】
- ◇「保育短時間認定」▶ 最長８時間（パートタイム就労を想定した利用時間）
【就労時間が月４８時間以上１２０時間未満の方】

利用時間のイメージ ※各施設によって利用できる時間に違いがあります。
詳しくは各施設までお問い合わせください。



入園・入所の申し込み方法

幼稚園、保育所、認定こども園の幼稚園部分・保育所部分では、
申込方法（提出書類、提出先）が異なりますので、以下をご参照
ください。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を希望する方



継続・新規入所ともに各施設に提出しましょう。

区分	書 類 名	備 考
必須書類	支給認定申請書兼保育利用申込書 （お子さん 1 人につき 1 枚）	幼稚園を通じて配布します。
	子どもの健康状況調書 （お子さん 1 人につき 1 枚）	
	入園申込書	各園で求められた場合
該当者のみ	身体障害者手帳、愛護（療育）手帳 精神障害者保健福祉手帳の写し	障がいがある方と同居している場合
	児童扶養手当証書またはひとり親 家庭等医療費受給資格証の写し	ひとり親世帯
	保護開始決定通知書の写し	生活保護世帯
	令和 6 年度所得・課税証明書※	令和 6 年 1 月 1 日現在三戸町に住所 がない父母。 →令和 6 年 1 月 1 日現在の住所地 から取得してください。
	令和 7 年度所得・課税証明書※ （令和 7 年 6 月以降に取得可能です） ●7 月までに提出しましょう	令和 7 年 1 月 1 日現在三戸町に住所 がない父母。 →令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地 から取得してください。

※「所得・課税証明書」について…父母で非課税の方も含みます。

父母以外が生計中心者または児童を税上の扶養にしている場合は、その方の証明書も必要です。

保育所・認定こども園（保育所部分）を希望する方



継続入所の方は各施設に、新規入所の方は役場に提出しましょう。

区分	書類名	備考
必須書類	支給認定申請書兼保育利用申込書 （お子さん1人につき1枚）	継続の方：各施設を通じて配布 新規の方：役場住民福祉課で配布
	家庭状況調書	
	子どもの健康状況調書 （お子さん1人につき1枚）	
	保育の必要性が分かる書類	7ページの「保育の必要性が分かる書類」を揃えてください。
該当者のみ	身体障害者手帳、愛護（療育）手帳 精神障害者保健福祉手帳の写し	障がいがある方と同居している場合
	児童扶養手当証書またはひとり親 家庭等医療費受給資格証の写し	ひとり親世帯
	保護開始決定通知書の写し	生活保護世帯
	令和6年度所得・課税証明書※	令和6年1月1日現在三戸町に住所がない父母。 →令和6年1月1日現在の住所地から取得してください。
	令和7年度所得・課税証明書※ （令和7年6月以降に取得可能です） ●7月までに提出しましょう	令和7年1月1日現在三戸町に住所がない父母。 →令和7年1月1日現在の住所地から取得してください。
	主治医の意見書 在園証明書等 （施設の利用を証明する書類）	お子さんに疾病や障がいがある場合 お子さんが属する世帯に、幼稚園等に入園している就学前児童がいる場合

※「所得・課税証明書」について …父母で非課税の方も含みます。

父母以外が生計中心者または児童を税上の扶養にしている場合は、その方の証明書も必要です。

年度途中の利用希望者の利用決定

年度途中の利用希望については、翌月からの入所希望分を、毎月15日（休日の場合は翌開庁日）に利用決定します。

なお、緊急を要する場合は、随時決定します。



次のようなときは、必ず届出が必要です。

保護者が仕事を転職したときや、勤務時間に変更があったときなどは、変更届を提出してください。所得の修正申告を行った場合も、継続して利用料無償化を受けるために確認する必要がありますので、必ず届け出をしましょう。

- ◇保護者が仕事を退職・転職したとき
- ◇勤務状況（勤務時間・勤務日数等）が変更したとき
- ◇妊娠し、産前休暇を取得するとき
- ◇出産後、育児休暇を取得するとき
- ◇所得の修正申告を行ったとき
- ◇婚姻・離婚等により世帯の状況に変更があったとき
- ◇病気が回復したとき
- ◇町外に転出したとき

※ 三戸町から転出した場合でも、やむを得ない事情がある場合は、広域利用の手続きをすることで、三戸町内の保育所等に入所することができます。転出後も引き続き同じ保育所等に入所したい場合は、転出先の市町村に申し込みをしてください。

※認定内容の変更は、届出があった翌月からとなりますので、変更があった際は、速やかに届出をお願いします。

家庭状況の確認『現況届』の提出について

保育施設は、家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。入所後も家庭で保育できない状態が続いていることを確認するため、毎年1回（11月～12月頃）、『現況届』の提出をしていただきます。（『現況届』には、保育の必要性が分かる書類を添付します。）※『現況届』が提出されない場合は、保育施設の継続利用ができなくなります。

保育所等をやめるとき

三戸町から転出される場合や、保育の必要な理由がなくなった場合など、保育所等をやめる時は、「保育所退所届」を必ず提出してください。

保育所等をやめることが決まったら、まず、できるだけ早く役場へご連絡ください。

町外の保育所等に入所させたいとき【広域利用】

隣接市町村の境界に住む場合や通勤途中に保育所等があるなどの理由で、三戸町以外の市町村にある保育所に入所したい場合は、その保育所等への入所を選択することもできます。ただし、利用定員に余裕があるなど施設所在市町村の承諾が得られる場合に限られます。

町外の保育所等を希望される場合でも、三戸町に入所申込が必要です。

－保育の必要性が分かる書類－

保育が必要な理由	必要な書類	認定区分	認定期間・入所期間
会社勤務・内職 ※1	就労証明書	就労時間による 120 時間以上=保育標準時間 120 時間未満=保育短時間	2 号：就学前まで 3 号：満 3 歳の誕生日の前々日まで
農業・自営業等	就労証明書及び下記の書類 いずれか 1 つ	就労時間による 120 時間以上=保育標準時間 120 時間未満=保育短時間	同上
	営業許可書（証） 商業登記簿謄本 確定申告書の写し（前年度分） 農家基本台帳 その他		
求職活動	求職活動（起業準備）申立書	保育短時間	求職活動の期間（入所日から 90 日を経過する日の属する月の末日まで）
	求職受付票（ハローワークカード） 又は 採用選考証明書等		
育児休業取得中の 継続利用※2	育児休業等取得証明書	保育標準時間	育児休業終了日まで
妊娠・出産	妊娠・出産申立書	保育標準時間	出産予定日を基準に 産前 8 週の属する月から産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	母子健康手帳 （父母氏名及び分娩予定日記載部分）の写し		
就学	就学申立書	就学時間による 120 時間以上=保育標準時間 120 時間未満=保育短時間	卒業予定日等の属する月の末日まで
	在学証明書 等		
病気・障がい	診断書又は障害者手帳等	保育標準時間	「会社勤務・内職」 に同じ※3、4
	疾病・障がい等申立書		
病人の介護・看護	診断書又は介護保険証 等	介護等の時間による 120 時間以上=保育標準時間 120 時間未満=保育短時間	
	介護・看護申立書		
災害復旧	災害復旧申立書	保育標準時間	
	罹災証明書の写し		
虐待・DV	保護命令決定書謄本 又は 確定証明書の写し 等	保育標準時間	

- ※1 フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内の労働を含みます。
- ※2 育児休業中は原則入所できません。ただし、育児休業取得時にすでに保育所等に入所中の子どもがいる場合や、育児休業中の家庭内保育が困難な場合（病気・障がい等）は入所ができます。
- ※3 保育の必要性がなくなった場合は、原則退所となります。
- ※4 就労や就学、介護・看護の場合は、1ヶ月に最低48時間以上の就労（就学、介護・看護）が必要です。

就労証明書の「社印」等の押印は不要です。なお、事業所名が記載された「就労証明書」を無断作成・改変した場合は、虚偽の申請にあたり、利用の決定を取り消すとともに、刑法上の罪に問われる場合がありますのでご注意ください。



－ 保育所等利用調整基準表 －

保育施設の利用調整は、この表に基づき行います。

〔利用調整の方法〕

利用調整にあたっては、「(1)基本点数表」により世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定し、「(2)調整指数表」により該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い子どもから利用が可能となるよう優先順位を決定します。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、優先順位を決定します。

【計算方法】 父の基本点数 + 母の基本点数 + 調整指数 = 調整点数

(1) 基本点数表

事 由		点 数	保 育 で き な い 理 由 ・ 状 況
1 就 労	居 宅 外 就 労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ1日8時間以上就労している
		90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ1日6時間以上就労している
		80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ1日6時間以上就労している
		70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ1日4時間以上就労している
		60	月48時間以上就労している
	居 宅 内 就 労	90	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ1日8時間以上就労している
		80	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ1日6時間以上就労している
		70	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ1日6時間以上就労している
		60	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ1日4時間以上就労している
		50	月48時間以上就労している
2 妊 娠 ・ 出 産		80	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあり、出産の準備又は休養を要する場合
3 保 護 者 の 疾 病 ・ 障 が い	疾 病 な ど	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合

	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
		70	身体障害者手帳3級、療育手帳Bの交付を受けていて保育が困難な場合
		50	身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて保育が困難な場合
4 同居親族等の介護・看護		90	常時介護・看護が必要な者を介護・看護しており、20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合
		70	介護・看護が必要な者を介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしており、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合
		50	上記には該当しないが、介護・看護や入院、通院、通所の付添のため、保育が困難な場合
5 災害・復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合
6 求職活動		30	求職中（就労先未定）又は起業の準備中である場合
7 就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		60	職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合
8 虐待・DV		100	児童虐待の防止等に関する法律第2条又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条の対象者と認められる場合
9 町外在住		20	三戸町外に在住している場合（転入予定者及び保育施設に勤務（内定）している保育士等は除く）
10 育児休業中の継続利用		30	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合
11 その他		※	町長が特に保育が必要な状態にあると認める場合

- 備考
- ①父母それぞれの基本点数の合算を利用申込みのあった支給認定子どもの基本点数とします。
 - ②ひとり親世帯（離婚調定中の場合を含む。）については、当該ひとり親の基本点数と100点との合算を、利用申込みのあった支給認定子どもの基本点数とします。
 - ③父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用します。
 - ④就労時間には休憩時間を含むものとします。ただし、通勤時間は含みません。
 - ⑤三戸町外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「9町外在住」が適用されます。
 - ⑥父母がいない場合は、その他の保護者とします。
 - ⑦※については、当該支給認定子ども及び世帯の状況を勘案し、別途判断します。

(2) 調整指数表

世帯状況	ひとり親世帯である場合（離婚調定中の場合を含む）	20
	生活中心者の失業の場合 （リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る）	20
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	10
	子どもの日常生活において環境不良と認められる場合	10
	保護者及び同居世帯員が身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合	10
	保護者及び同居世帯員が身体障害者手帳3級以下、療育手帳Bの交付を受けている場合	3
	65歳未満の祖父母が近隣に在住しており子どもの保育が可能な場合	－5
	65歳以上の祖父母が同居しており、子どもの保育が可能な場合	－5
	20歳以上65歳未満の親族（祖父母、おじ、おば、きょうだい。以下同じ。）が同居しており、子どもの保育が可能な場合	－10
就労状況	利用開始希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合	5
	雇用主が保護者または配偶者の親族である場合	－5
	保育施設に勤務（内定）している保育士等である場合	30
きょうだいの状況	既にきょうだいが保育施設等を利用しており、同時利用になる場合	20
	母の育児休業により退所し復職に伴い申込みする場合	20
	きょうだいが同時に利用申込みをする場合	5
	第3子以降の子どもがいる世帯である場合	5
	きょうだいに保育施設等を利用（利用申込み）していない小学校就学前子どもがいる場合（介護・看護が必要な児童を除く）	－10

(3) 順位表

1	三戸町民である
2	同居者なしの母子・父子世帯（同居者には、住所が別でも生計を共にしている場合を含む）
3	同世帯に障がい者がいる場合
4	既にきょうだいが保育所等へ入所しており、同じ保育所等となる場合
5	基本点数が高い順
6	子どもの保育が可能な20歳以上の親族（介護・看護の対象でないもの）と同居していないこと
7	養育している小学校就学前子どもの人数が多い者
8	子どもの保育が可能な祖父母の在住状況
9	3か月分以上利用料の滞納がないこと

備考 8については、当該祖父母が近隣居住していないこと及びその居住地と支給認定子どもの居住地との主要道路における距離を考慮して判断します。

利用料金



利用料の無償化



三戸町にお住まいのお子さんについては、保育料は無償です。

※実費として徴収される費用（通園送迎費、行事費等）は、無償化の対象外です。

※利用料に係る無償化は手続き不要です。



副食費の免除



保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳のお子さんのうち、下記の条件（国の免除対象）を満たす場合、手続き不要で副食費が免除となります。

なお、国の免除対象外のお子さんについては、保護者の申請（年2回申請が必要）により、町が独自に免除としていますので、保護者の負担はありません。

〈 国の免除対象 〉

- ① 1号認定：○市町村民税所得割合算額 77,101 円未満
○所得に関わらず小学校3年生から数えて第3子以降
- ② 2号認定：○市町村民税所得割合算額 57,700 円未満
（要保護者等 77,101 円未満）
○所得に関わらず小学校就学前のお子さんの最年長から数えて
第3子以降





幼稚園の預かり保育



幼稚園の預かり保育を利用する3歳から5歳のお子さんで、新たに保育の必要性（7ページ参照）があると認められる場合、申請書を役場へ提出することで、「月の預かり保育利用日数×450円」と上限月額11,300円とを比較して、小さい方の額が免除となります。ただし、免除額を超えた分については自己負担（各施設へ直接お支払い）となりますので、ご注意ください。



確認しよう！

- ・満3歳児のお子さんのみ、保育の必要性があること及び住民税非課税世帯であることが条件となります。
- ・給付認定を希望する方のみ申請してください。
- ・申請書類の配布・受付は役場で行っています。
- ・預かり保育にかかる利用料の設定については各施設で行っています。
詳しい内容は各施設へ直接お問い合わせください。

令和7年度町内施設一覧

●●● 保 育 所

施設名	所在地（電話番号）	利用定員	開所時間	備考
三戸保育園 （私立）	同心町字古間木平 14-2 (22-2413)	2・3号：50人	7時00分～18時00分 （日曜日、祝祭日を除く）	●延長保育 19時まで

●●● 認定こども園

施設名	所在地（電話番号）	利用定員	開所時間	備考
ミューズ保育園 （私立）	川守田字落合 62-2 (22-1515)	1号：15人 2・3号：80人	7時15分～18時15分 （日曜日、祝祭日を除く）	●預かり保育 ●延長保育 19時30分まで ●一時預かり
いずみ幼稚園 （私立）	川守田字正浄寺 20-1 (22-1155)	1号：15人 2・3号：60人	7時00分～18時30分 （日曜日、祝祭日を除く）	●預かり保育 ●延長保育 19時まで

●●● 児童館（幼児）

施設名	所在地（電話番号）	定員	開館時間	備考
斗川児童館	斗内字清水田 91-1 (25-2109)	50人	7時30分～19時00分 （日曜日、祝祭日を除く）	3～5歳児対象

※申請書の配布・受付については、三戸町役場住民福祉課・斗川児童館で行っています。

〈 ならし保育 〉

入所後に施設と相談してください。 ※入所前のならし保育の制度はございません

〈 施設の見学 〉

入所前に施設の見学をしましょう。直接施設にお問い合わせください。

三戸保育園

1 施設、設備の状況

施設の構造	鉄骨平屋 築40年
設備の種類	幼児保育室 184 m ² 乳児室 70 m ² 園庭 1.593 m ² その他（園児用畑）

2 運営状況（令和6年11月1日現在）

利用定員	50人		入所状況	42人	
職 員	園長1人、主任保育士1人、副主任保育士2人、保育士6人、栄養士1人、調理師1人、事務1人、事務補助1人				
開所時間	午前7時00分 ～ 午後6時00分 延長保育：午後7時00分まで				
保育特徴	保育理念	「明るい子・元気な子・働く子・思いやりのある子」を園目標にし、一人ひとりの子どもの発達を保護者とともに支えていく。			
	園目標	明るい子…自分っていいなと思える子どもに 元気な子…主体的にあそび、生活する子どもに 働く子…生活の主人公となり、まわりに働きかけていく子どもに 思いやりのある子…人を信じ、人とつながりあう子どもに			
	基本保育方針	・家庭での生活も含めた24時間をトータルに考えた生活リズムづくりを大切にする保育 ・散歩、裸足での園庭あそび、リズムあそびを身体づくりの基本にする保育 ・水、土、砂、泥んこを子どもの成長に欠かせない重要な教材と考える保育			
	私たちの心得	～かけがえのない子どもたちの未来に向けて～ ・私たちは子ども一人ひとりの発達を大切にして、その子の「最善の利益」（子どもの権利条約）を考えています。 ・私たちは食を大切な保育と考えています。 ・私たちは保護者と保育園が子どもの育ちの伴走者となることを願っています。			
保 育 実施状況	一 日 の 過 ぎ し 方	0歳～1歳		2歳～5歳	
		7:00～	順次登園・あそび	7:00～	順次登園・あそび
		9:00～	おやつ・午前睡	9:30～	朝の会・午前の活動
		9:30～	あそび・散歩	11:30～	食事（2歳児）
		10:30～	離食乳・食事	12:00～	食事（3～5歳児）
		11:30～	午睡	13:00～	午睡（5歳児は9月頃まで）
		14:30～	目覚め・おやつ	14:30～	目覚め
		15:30～	あそび・散歩	15:00～	おやつ
		16:00～	順次降園	15:30～	あそび
		18:00～	延長保育（～19:00）	16:00～	順次降園
	年間 行事	4月：入園式、進級を祝う会、懇談会、子どもを祝う会		10月：運動会、児童健康診断（内科・歯科）、懇談会、祖父母参観日	
		5月：懇談会、児童健康診断（内科・歯科）		11月：懇談会＋参観	
		6月：懇談会		12月：お楽しみ会、クリスマス会＋懇談会	
		7月：個人面談、七夕会		1月：新年お茶会	
		8月：個人面談		2月：豆まき会（節分）	
		9月：お月見会		3月：ひなまつり会、卒園式、修了、お別れの会	
	父母会費等	会費 400 円／月			
	子育て支援事業実施状況		延長保育		
	その他	集団保育を体験してみたい方（どこの施設にも入所していない方）は、親子で保育に参加できます（月～金の10:00～11:00）。 ※詳しくは施設までお問い合わせください。			

ミ ュ ー ズ 保 育 園

1 施設、設備の状況

施設の構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建865.43㎡				築20年
設備の種類	乳児保育ほふく室	63.13㎡	保育室2室	126㎡	遊戯室 125.87㎡
	園庭	754㎡	屋外遊具	4基	水洗トイレ 有
			冷暖房・床暖	有	

2 運営状況（令和6年11月1日現在）

利用定員	95人（1号15人、2・3号80人）		入所状況	66人（1号10人、2・3号56人）		
職 員	園長1人、副園長1人、主幹保育教諭1人、副主幹保育教諭2人、指導保育教諭2人、保育教諭3人、保育士3人 事務員2人、調理師2人、調理補助2人、看護師等1人、保育補助3人、用務員1人（保育補助）					
開所時間	午前7時15分～午後6時15分 延長保育：午後7時30分まで					
保育方針	幼児期における豊富な体験活動と芸術的活動を重視し教育・保育を行う。					
	一 日 の 過 ぎ し 方 (3歳以上児)	認定区分	3号（保育）	2号（保育）	1号（教育）	
		年齢区分	0～2歳児	3～5歳児		
		7:15～	順次登園	順次登園、文字練習・お絵かき・玩具遊び等		
		9:00～	設定保育（朝会・体操・クラス毎の教育・保育）			
		11:30～13:00	給食（1号は13:00～順次降園）			
		13:00～15:00	午睡（5歳児は自由活動）		預かり保育 自由活動	
		15:00～18:15	自由保育			
		18:15～19:30	延長保育			
	保 育 実施状況	年間 行事	毎月：誕生会			
			4月：入園式、子ども赤十字登録式、家庭訪問、春の防火パレード、春の遠足			
5月：こどもの日、芋植え、母の日						
6月：野点、時の記念日、父の日、親子運動会						
7月：七夕祭り、海遠足、園内お泊まり活動（4・5歳児）						
8月：夕涼み会、芋掘り						
9月：秋まつり参加、ぶどう狩り、お月見会、マーチング県大会参加						
10月：秋遠足、お茶会、作品展、栗拾い						
11月：七五三、公開保育、社会科見学						
12月：お遊戯会、クリスマス会、餅つき						
1月：新年の集い、冬のスポーツ大会						
2月：節分、演奏会						
3月：ひな祭り、お別れ会、卒園式、一日入園、修了式						
子育て支援事業実施状況			延長保育・一時預かり・障がい児保育・学童保育・子育て相談事業			
教育	専門講師による	かず遊び、理科遊び、英語、絵画、習字、合奏、鼓笛、リトミック、言葉、体育				
その他	健康診断（歯科・内科 年2回）、避難訓練（毎月1回）・総合防火訓練（年2回） マーチング県大会に毎年参加、各種絵画展出演、その他要請により地域の行事に参加					

いずみ幼稚園

1 施設、設備の状況

施設の構造	木造平屋建 築8年
設備の種類	保育室6室 303㎡ 遊戯室 138.91㎡ 園庭 639.28㎡

2 運営状況（令和6年11月1日現在）

利用定員	75人（1号15人、2・3号60人）		入所状況	72人（1号14人、2・3号58人）		
職 員	園長1人、教頭1人、保育教諭15人、栄養士1人、調理師3人、看護師1人、事務2人					
開園時間	午前7時00分～午後6時30分 預かり保育：午後7時00分まで					
保育理念	・礼儀・挨拶・返事・食事・睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、決まりを守り友だちとの遊びや体験を通して生きる力を育む。 ・保護者、地域、保育者が一体となって子どもの健やかな育ちを実現させ、地域や関係諸機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実現できるような子育てを支援する。					
保 育 実施状況	一 日 の 過 ぎ し 方	認定区分	3号（保育）	2号（保育）	1号（教育）	
		年齢区分	0～2歳児	3～5歳児		
		7:30～8:00	登園		預かり保育	
		8:00～9:00	自由遊び		登園	
		9:00～10:00	排泄・おやつ	排泄	自由遊び・排泄	
		10:00～11:00	散歩・手遊びなど	クラス毎に教育活動		
		11:00～13:00	給食・排泄 午睡			
		13:00～14:00		クラス毎にゲーム・外遊びなど		
		14:00～15:00		午睡（3・4歳のみ）	降園（14:30）	
		15:00～16:00	おやつ		預かり保育 おやつ・自由遊び	
		16:00～18:30	自由遊び			
		18:30～19:00	延長保育			
	年 間 行 事	4月：入園式、クッキング教室（年長）※毎月		10月：エスアイ遊び		
		5月：城山遠足、じゃがいも植え		11月：大根堀り、七五三、		
		6月：給食参観日		12月：創作発表会、冬休み		
		7月：1dayキャンプ（年長児）、七夕会		1月：お餅つき		
		8月：夏休み、じゃがいも収穫、大根植え		2月：節分		
		9月：運動会、カレー作り		3月：お別れ会、バイキング給食、卒園式		
	諸費用	●1号：米代1,000円／月、教材費500円 ●2号：米代1,000円／月 ●1～3号共通：PTA会費800円／月 ※その他 随時、学用品等の購入有り。前の施設で使用したものでも可。				
	子育て支援事業実施状況	延長保育・育児相談・未就園児教室（2歳児対象）				
	その他	内科検診（春・秋）・歯科検診（春・秋）、避難訓練（毎月）、知能遊び、英語遊び（月3回）、リズム遊び ※希望者のみ：ヒップホップダンス教室、学研プレイルーム年中児・年長児対象（小学校へ向けての勉強） 学研スタディールーム（1年生から6年生までの算数と国語の勉強）				